

静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマーク取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を定めるとともに、静岡県働きやすい介護事業所として認証された事業所(以下「認証事業所」という。)がロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙に定めるものとする。

2 ロゴマークに関する一切の権限は、静岡県知事に属する。

(認証事業所によるロゴマークの使用の届出)

第3条 認証事業所がロゴマークの使用を希望する場合は、あらかじめ「静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマーク使用届出書」(別紙様式)を県知事に提出するものとする。

(使用の届出の受理)

第4条 知事は前条に定める届出書について、その内容を審査し、当該使用が「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」の目的に合致する場合は受理するものとする。なお、合致しない場合は、届出書を受理しないことができる。

(使用方法)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た使用目的にのみ使用すること。
- (2) 大きさの変更は自由であるが、原画の縦横比率を保つこと。
- (3) 色の変更は認めないが、白黒印刷使用は可能であること。
- (4) ロゴマーク中に表示している「静岡県認証」及び「働きやすい介護事業所」の文言は、そのまま表示して使用すること。フォントの変更は不可とする。

(使用の中止等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用する認証事業所に対し、その使用を中止させることができる。

- (1) 認証事業所が県知事又は市町長から人員・設備・運営基準違反等により、勧告以上の行政指導又は行政処分を受けたとき。
- (2) 当該事業を休止したとき。

- (3) ロゴマーク使用者が本取扱規程に違反したとき。
 - (4) 第3条に定める届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (5) その他、ロゴマークの使用継続が不適當であると認められたとき。
- 2 知事は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は、調査をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年6月10日から施行する。

別紙（第2条関係）

静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマーク



別紙様式

静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマーク使用届出書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者職名・氏名

静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認証事業所名
- 2 介護保険事業所番号
- 3 サービス種別
- 4 認証年度・認証番号
年度 認証番号_____
- 5 使用目的（該当するものに○印を付してください）
 - ・名刺
 - ・事業所ホームページ
 - ・事業所パンフレット、リーフレット等
 - ・その他（具体的に_____）
- 6 連絡先
電話番号
メールアドレス